

# 地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

## 固定資産評価審査決定取消請求事件

最高裁判所第三小法廷 平成30年7月17日判決 平成28年（行ヒ）第406号 判例地方自治439号26頁

破棄差戻、行政勝訴

原審 大阪高等裁判所 平成28年6月23日判決 平成28年（行コ）第46号 判例地方自治439号47頁

一審 京都地方裁判所 平成28年1月21日判決 平成24年（行ウ）第26号 判例地方自治439号32頁

（要旨）

土地の固定資産評価について、当該土地の接する街路が建築基準法第42条第1項第3号所定の道路に該当する旨の市長の判定があること等を理由に、上記街路が同号所定の道路に該当することを前提とし、登録価格の決定を適法とした原審判決に対し、同法第42条第

1項第3号の道路に該当するかは、昭和23年11月23日（建築基準法の集団規定が適用された日）時点において、4m以上の道路幅員があったか否かで決まり、行政処分は存在せず、この点を明らかにしないで本件土地に建築物を建てられるとした原審判決は誤っており、本件街路が3号道路に該当すると認められるか否かを判断する必要があり、また、本件土地の登録価格が評価基準によって決定される本件土地の価格を上回らないか等について明らかにする必要もあり、原審判決を破棄し、差し戻すとした事例である。

〔関連法規〕

地方税法第349条  
第1項、同法第403条第1項、同法第388条第1項、建築基準法第42条第1項、同法第43条第1項ただし書

## 判決

〔主 文〕

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

〔理 由〕

上告代理人豊田幸宏、同田篤明の上告受理申立て理由について

1 本件は、京都市所在の4筆の土地に係る固定資産税の納税義務者であったAが、上記の各土地につき、京都市長により決定された土地課税台帳に登録された平成21年度の価格を不服として京都市固定資産評価審査委員会（以下「本件委員会」という。）に対し審査の申出をしたところ、これを棄却する旨の決定（以下「本件各決定」という。）を受けたため、上告人（Aは、第1審係属中に死亡し、Aの子である上告人が本件訴訟を承継した。）が、被上告人を相手に、本件各決定の取消しを求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) ア 地方税法349条1項は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたもの(以下、これらの台帳に登録された価格を「登録価格」という。)とする旨規定し、同法403条1項は、市町村長は、同法388条1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならぬ旨規定する。平成21年度は上記の基準年度であり、これに係る賦課期日は平成21年1月1日である。

イ 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。)は、第1章第3節において、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については、市街地宅地評価法によって各筆の宅地について評点数を付設し、これを評点1点当たり

の価額に乗じて、各筆の宅地の価

額を求めるものとしている。市街地宅地評価法は、「1」状況が相当に相違する地域ごとに、その主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定し、「2」標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価を求め、これに基づいて上記主要な街路の路線価を付設し、これに比準して主要な街路以外の街路(以下「その他の街路」という。)の路線価を付設し、「3」路線価を基礎とし、画地計算法(評価基準別表第3)を適用して各筆の宅地の評点数を付設するというものである。

このうち、その他の街路の路線価は、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設するものとされている。また、画地計算法として、無道路地等に関する評点算出法が定められている。

ウ 被上告人が策定した「平成21年度京都市固定資産評価要領(土地編)(以下「京都市評価要領」という。)は、土地の評価は評価基準に基づいて定めた京都市固定資産評価要綱に基づいて行うものとするが、適正な評価の均衡を確保するため、具体的な評価に当たっては、この要領により取り扱うものとするとした上、市街地宅地評価法におけるその他の街路の路線価については、地域の地価形成要因を数量化した「京都市土地

係る建築制限等に基づく価格補正率表」(以下「細街路等補正率表」という。、「京都市通路等に係る土地利用規制に基づく価格補正率表」(以下「通路等補正率表」という。)等を活用し、主要な街路の路線価に当該主要な街路とその他の街路との間における各種の価格形成要因等の相違の程度に応じて求められる格差率を乗じて、各街路の路線価を付設するものとしている。なお、建築基準法43条1項本文は、建築物の敷地は道路に

2m以上接しなければならぬとし、同法42条が道路の定義を定めている(以下、同条に規定する道路を「42条道路」という。)ところ、京都市評価要領において、「細街路等」とは、幅員が4m未満の行き止まり街路又は建築物の建築許可を受けるために同法43条1項ただし書の規定による許可を得る必要のある街路(42条道路又は通路等を除く。)をいい、「通路等」とは、幅員1.8m未満の街路、沿接する画地において単独で建築物の建築許可を受けることが困難な画地に接する街路又は京都市都市計画局建築指導部建築指導課(以下「建築指導課」という。)に備付けの道路縦覧図において避難通路とされているもの(42条道路を除く。)をいうものと定められている。そして、細街路等補正率表及び通路等補正率表は、当該街路の幅員や通り抜けの可否等に応じて、90%から36%までの補正率を定めている。

(2) ア Aは、平成21年1月1日当時、第1審判決別紙物件目

録2から5まで記載の各土地（以下「本件各土地」といい、個別の土地をいうときは、同目録の番号により「本件土地2」、「本件土地3」などという。）の所有者であり、これらに係る固定資産税の納税義務者であった。本件各土地は、駐車場として利用されている一団の土地である。

イ 京都市長は、ある道が42条道路に該当するか否かについて判定の依頼があったときは、これを調査した上で判定（以下「道路判定」という。）をし、建築指導課は、道路判定の内容を道路縦覧図に表示している。京都市長は、平成18年11月8日、本件各土地の西側に接する街路（以下「本件街路」という。）について、建築基準法42条1項3号所定の道路（以下「3号道路」という。）に該当する旨の道路判定（以下「本件道路判定」という。）をした。なお、本件街路が3号道路に該当するためには、本件街路が所在する区域について同法第3章の規定が適用されるに至った昭和25年11月23日時点

で、本件街路が幅員4m以上の道として存在したことが必要である。

ウ 京都市長は、本件各土地の平成21年1月1日における価格を次のとおり決定し、土地課税台帳に登録した（以下、これらの価格を併せて「本件登録価格」という。）。

本件土地2 670万0100円  
本件土地3 1125万2500円  
本件土地4 4760万4500円  
本件土地5 887万3800円

京都市長は、本件登録価格を決定するため、市街地宅地評価法により本件各土地の価額を算出したところ、その他の街路である本件街路の路線価を付設するに当たり、細街路等補正率表及び通路等補正率表所定の補正率を用いた補正をしなかった。

エ Aは、平成21年5月25日、本件委員会に対し、本件登録価格を不服として審査の申出をしたが、本件委員会は、同24年1月6日付けで、同申出を棄却する旨の本件各決定をした。

オ 上告人は、本件街路が昭和

25年11月23日時点で道として存在したとしても、その幅員は4m以上ではなかったから、本件各土地の価額については、本件街路が3号道路に該当しないことを前提に算出されるべきであると主張している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、本件各土地の価額は市街地宅地評価法により算出されるべきであるとした上、要旨次のとおり判断して、上告人の請求を棄却した。

昭和25年11月23日時点で本件街路の幅員がどの程度であったかは明らかでないものの、本件道路判定は相応の根拠の下に本件街路が3号道路に該当する旨の判定をしたものであって、その結果、建築確認等は、これを前提として行われることとなるから、本件各土地が42条道路に接しないとして建築確認を受けることができないため、その上に建築物を建築することができない事態となる可能性はない。したがって、本件街路が3号道路に該当することを前提とする

本件登録価格の決定は適法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

（一）本件各決定は、本件登録価格の決定に違法はないとして、これに係る上告人の審査の申出を棄却したものであるところ、土地の基準年度に係る賦課期日における登録価格が評価基準によって決定される価格を上回る場合には、同期日における当該土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、その登録価格の決定は違法となるものというべきである（最高裁判平成24年（行ヒ）第79号同25年7月12日第二小法廷判決・民集67巻6号1255頁）。

（二）42条道路に接しない土地の上に建築物を建築することについては、建築基準法43条1項本文所定の接道義務に違反するものとして、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の建築確認（同法6条、6条の2）

を原則として受けることができず、これを受けるためには、特定行政庁の許可（同法43条1項ただし書）を受けること等が必要となる。42条道路に接していない土地は、このような利用上の制約があることから、42条道路に接している土地に比べて、一般的にその価額は低下するものと考えられる。

そして、評価基準は、市街地宅地評価法において、その他の街路の路線価を付設するに当たり、街路の状況等を総合的に考慮すべきものとするほか、画地計算法として無道路地等に関する評点算出法を定めている。

そうすると、評価基準は、土地の価額の算出に当たり、接道義務に関する当該土地の利用上の制約の有無及び程度を反映するため、これが街路に接しているか否か、接している場合には当該街路が42条道路に該当するか否かについて考慮すべきこととしているものと解される。また、京都市評価要領は、このことを受けて、市街地宅地評価法におけるその他の街路

の路線価の付設に際し、当該街路が42条道路に該当しない細街路等又は通路等である場合には、その利用上の制約の程度に応じた補正をすべきこととしたものであるということができる。

(3) ア 建築基準法42条1項3号は、同法第3章の規定が適用されるに至った際に存在する道で、幅員4m以上のものを道路とする旨定めている。これは、客観的にこれらの要件を満たす道については、そのことのみをもって当然に42条道路とする趣旨であると解される。そして、ある道が3号道路に該当するか否かについて、市町村長等がその判定をする法令上の根拠も見当たらない。

そうすると、3号道路該当性に関する京都市長の道路判定は、事実上の確認行為にすぎないといふべきであり、当該道が3号道路に該当し、又は該当しないことを確定する効果を持つ行政処分の性質を有するものではないと解される。

イ 被上告人においては、道路

判定の内容が道路縦覧図に表示され、建築確認に際しては、その運用上、上記の表示等をも参照して、当該道が3号道路に該当するか否かの判断がされていることがうかがわれるが、上記のような道路判定の性質に照らせば、当該道の3号道路該当性につき、建築主事等が道路判定と異なる判断をすることを妨げられるものではない。そして、本件街路が3号道路に該当するか否かは、昭和25年11月23日時点で本件街路が幅員4m以上の道として存在した事実が客観的に認められるか否かにより定まる以上、このような事実が認められず、本件街路が3号道路に該当するということができない場合には、本件道路判定がされていても、建築主事等は、本件各土地が3号道路に接していることを前提とした建築確認をすることはできない。

ウ したがって、本件街路が3号道路に該当するための要件を満たすか否かは明らかでないとしながら、本件道路判定がされていること等を理由に、建築確認を受け

ることができないために本件各土地上に建築物を建築することができない事態となる可能性はないとして、本件街路が3号道路に該当することを前提とする本件登録価格の決定は適法であるとした原審の判断には、固定資産の評価等に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

5 以上によれば、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件街路が3号道路に該当すると認められるか否か、本件登録価格が評価基準によつて決定される本件各土地の価格を上回らないか否か等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 林景一 裁判官 岡部喜代子 裁判官 山崎敏充 裁判官 戸倉三郎 裁判官 宮崎裕子)

## 議場における発言取消請求事件

最高裁判所第一小法廷 平成30年4月26日判決 平成29年(行ヒ)第216号 裁判所ウェブサイトで判例地方自治434号10頁  
破棄自判、行政勝訴

原審 名古屋高等裁判所 平成29年2月2日判決 平成27年(行コ)第53号 判例地方自治434号18頁

一審 名古屋地方裁判所 平成27年9月28日判決 平成26年(行ウ)第148号 判例地方自治434号15頁

### (要旨)

議会の議長が、議員に対し、地方自治法第129条第1項に基づき、同議員の発言を取り消すよう命じ、配布用会議録から当該発言記録を削除したことに対し、法律上の争訟として司法審査の対象となるとした原審判決に対し、地方議会における法律上の係争につい

ては、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的問題にとどまる限り、その自主的、自立的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象とはならないところ、配布用会議録から当該議員の発言を掲載しない旨を定めた県議会規則第121条第2項及び第122条は、同規則第123条の規定と併せて同法第123条第1項の定める議長による会議録の調整等について具体的な規律を定めたものにとどまるものと解され、県議会議員に対して議事における発言が配布用会議録に記載される権利利益を付与したものであることはできず、したがって、県議会議員に対する発言の取消命令は、司法審査の対象とならないものであり、原判決を破棄し、これを却下した一審判決は正当であり、被上告人の控訴を棄却するとした事例である。

## 判決

### (主 文)

原判決を破棄する。  
被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

### (理 由)

上告代理人中込秀樹の上告受理申立て理由について

1 本件は、愛知県(以下「県」という。)の議会の議員である被上告人が、県議会議長から、地方自治法129条1項に基づき、県議会の一般質問における県知事に対する発言の一部を取り消すよう命じられた(以下、この命令を「本件命令」という。)ため、上記発言は社会通念上相当な内容のものであるなどとして、上告人を相手に、本件命令の取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成26年9月29日、定例県議会の一般質問において、県知事に対し、第1審判決別紙1「発言目録」(以下「本件目録」という。)記載の発言をした。

上記発言の後、県知事から、被上告人の発言の中には事実を誤認している部分があるとの指摘がされた。また、出席議員の中からも、同発言中に不穏当と思われる箇所があるため、県議会議長において速記録を精査した上で善処すべきであるとの指摘がされた。

(2) 県議会議長は、平成26年10月7日付けで、被上告人に対し、地方自治法129条1項に基づき、本件目録記載の発言のうち同目録中の取消線が付された部分(以下「本件発言部分」という。)を取り消すよう命じた(本件命令)。

(3) ア 愛知県議会会議規則(昭和31年10月20日愛知県議会規則。以下「本件規則」という。)は、普通地方公共団体の議会に会議規則の制定を義務付けた地方自治法

120条に基づいて設けられたものである。本件規則は、議事は速記法によって速記するとし（121条2項）、会議録は印刷して県議会議員及び関係者に配布する（以下、この会議録を「配布用会議録」という。）としている（122条）が、配布用会議録には秘密会の議事並びに県議会議長が取消しを命じた発言及び62条の規定により県議会議員が自ら取り消した発言は掲載しないとされている（123条）。

イ 被上告人の本件目録記載の発言は、県議会議長が地方自治法123条1項に基づき作成させた平成26年9月定例愛知県議会会議録（会議録5号）の原本には全て掲載されている。他方、上記発言のうち本件発言部分は、配布用会議録には掲載されておらず、ウェブサイトで公開されている会議録や会議中継録画においても削除されている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、本件訴えを適法とし、

本件命令の適否が司法審査の対象とならないとした第1審判決を取り消し、本件を第1審に差し戻した。

本件規則121条2項が原則として県議会議員の議事における発言を逐語により会議録原本に記載し、同規則122条が配布用会議録を議会外に配布することを定めた趣旨は、地方自治法123条1項が議長に付与した会議録調製権を制限し、同法115条という議事の公開の原則を推し進めることにあり、県議会議員に対し、その発言が逐語により記載された配布用会議録が議会外に配布されること

によって住民に公開されることを保障したものと解される。したがって、上記の発言が配布用会議録に記載される権利は一般社会と直接関係する重要な権利であり、これを制限する本件命令の適否は、議場の秩序保持という単なる内部規律の問題にとどまらず、裁判所法3条1項という法律上の争訟として司法審査の対象となる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。

その理由は、次のとおりである。

(1) 裁判所法3条1項にいう一切の法律上の争訟とは、あらゆる法律上の争争を意味するものではなく、その中には事柄の特質上自律的な法規範を有する団体の内部規律の問題として自治的措施に任せるのを適当とするものがある。そして、普通地方公共団体の議会における法律上の争争については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象とはならないと解するのが相当である（最高裁昭和34年（オ）第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁参照）。

(2) 普通地方公共団体の議会の運営に関する事項については、議会の議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきものであり、地方自治法104条は、普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を

保持し、議事を整理する旨を規定し、同法129条1項は、議会の会議中、同法又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し又は議場の外に退去させることができる旨を規定している。このような規定等に照らせば、同法は、議員の議事における発言に関しては、議長に当該発言の取消しを命ずるなどの権限を認め、もって議会が当該発言をめぐる議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としているものと解される。

そして、本件規則123条は、配布用会議録には県議会議長が取消しを命じた発言を掲載しない旨を規定しているところ、この規定は上記のとおり議長に議場における秩序の維持等の権限を認めた地方自治法104条及び129条1項の規定を前提として定められたものと解される。そうすると、議

事を速記法によって速記し、配布用会議録を関係者等に配布する旨を定めた同規則121条2項及び122条は、同規則123条の規定と併せて、同法123条1項が定める議長による会議録の調製等について具体的な規律を定めたるのにとどまると解するのが相当であり、県議会議員に対して議事における発言が配布用会議録に記載される権利利益を付与したものとすることはできない。したがって、県議会議長により取消しを命じられた発言が配布用会議録に掲載されないことをもって、当該発言の取消命令の適否が一般市民法秩序と直接の関係を有するものと認めすることはできず、その適否は県議会における内部的な問題としてその自主的、自律的な解決に委ねられるべきものというべきである。

(3) 以上によれば、県議会議長の県議会議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならないと解するのが相当である。

5 以上と異なる原審の判断に

は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、本件訴えは不適法であり、これを却下した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小池裕 裁判官 池上政幸 裁判官 木澤克之 裁判官 山口厚 裁判官 深山卓也)

